

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

◎ ◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	3

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条（略）

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3（略）

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5～7（略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三（略）

四 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

項

五～八（略）

3～6（略）

（個体等の登録）

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの（以下この章において「登録要件」という。）に該当するもの（特定器官等を除く。）の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2～12

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条（略）

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3（略）

（個体等の登録の要件）

第八条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

二 別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）、又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であること。

三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ 別表第六の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の個体等の欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）であること。

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第四条関係）

表二

項	種名	適用日
第一 動物界		
一 哺乳綱		
イ 偶蹄目		
(1) プロングホーン科		
(略)		
(2) うし科		
(略)		
(3) らくだ科		
1	<i>Vicuna vicuna</i> (ビクーナ)	昭和55年11月4日
(略)		
ロ 食肉目		
(1) レッサーパンダ科		
(略)		
(2) いぬ科		
(略)		
(3) ねこ科		
(略)		
(4) いたち科		
1	<i>Aonyx capensis microdon</i> (カメルーンツメナシカワウソ)	昭和55年11月4日
2	<i>Enhydra lutris nereis</i> (カリフォルニアラッコ)	昭和55年11月4日
3	<i>Lontra felina</i> (ミナミウミカワウソ)	昭和55年11月4日
4	<i>Lontra longicaudis</i> (オナガカワウソ)	昭和55年11月4日
5	<i>Lontra provocax</i> (チリカワウソ)	昭和55年11月4日
6	<i>Lutra lutra</i> (カワウソ)	昭和55年11月4日
7	<i>Lutra nippon</i> (ニホンカワウソ)	昭和55年11月4日
8	<i>Mustela nigripes</i> (クロアシイタチ)	昭和55年11月4日
9	<i>Pteronura brasiliensis</i> (オオカワウソ)	昭和55年11月4日
(略)		

ハ くじら目		
(略)		
ニ 翼手目		
(略)		
ホ 貧歯目		
(略)		
へ 有袋目		
(略)		
ト カンガルー目		
(略)		
チ うさぎ目		
(略)		
リ バンディクート目		
(略)		
ヌ 奇蹄 ^{てい} 目		
(略)		
ル 有鱗 ^{りん} 目		
(略)		
ヲ 霊長目		
(略)		
ワ 長鼻目		
(略)		
カ 齧 ^{げっ} 歯目		
(1) チンチラ科		
(略)		
(2) ねずみ科		
1	<i>Leporillus conditor</i> (コヤカケネズミ)	昭和55年11月4日
2	<i>Pseudomys fieldi praeconis</i> (シャークベイネズミ)	昭和55年11月4日
3	<i>Xeromys myoides</i> (クマネズミモドキ)	昭和55年11月4日
4	<i>Zyzomys pedunculatus</i> (マクドネルイワネズミ)	昭和55年11月4日
(3) りす科		

(略)		
ヨ 海牛目		
(略)		
二 鳥綱		
イ かも目		
(略)		
ロ あまつばめ目		
(略)		
ハ こうのとり目		
(略)		
ニ はと目		
(略)		
ホ ぶっぼうそう目		
(略)		
へ たか目		
(略)		
ト きじ目		
(略)		
チ つる目		
(1) つる科		
1	<i>Grus canadensis nesiotes</i> (キューバカナダヅル)	昭和55年11月4日
2	<i>Grus nigricollis</i> (オグロヅル)	昭和55年11月4日
(略)		
(略)		
三 爬虫綱		
イ わに目		
(略)		
ロ むかしとかげ目		
(1) むかしとかげ科		
1	<i>Sphenodon</i> 属 (ムカシトカゲ属) 全種	<i>Sphenodon punctatus</i> (ムカシトカゲ)の個体等については昭和55年11月4日、その他の種の個体等については平成7年2月16日

ハ とかげ亜目		
(1) あしなしとかげ科		
(略)		
(2) カメレオン科		
(略)		
(3) やもり科		
1	<i>Cnemaspis psychedelica</i> (ゲンカクマルメスベユ ビヤモリ)	平成29年1月2日
2	<i>Lygodactylus williamsi</i> (アオマルメヤモリ)	平成29年1月2日
(4) どくとかげ科		
(略)		
ニ へび亜目		
(略)		
ホ かめ目		
(1) へびくびがめ科		
(略)		
(2) うみがめ科		
(略)		
(3) おさがめ科		
(略)		
(4) かめ科		
(略)		
(5) いしがめ科		
1	<i>Batagur affinis</i> (バタグル・アフィニス)	昭和55年11月4日
2	<i>Batagur baska</i> (ヨツユビガメ)	昭和55年11月4日
3	<i>Geoclemys hamiltonii</i> (ハミルトンクサガメ)	昭和55年11月4日
4	<i>Melanochelys tricarinata</i> (ミスジヤマガメ)	昭和55年11月4日
5	<i>Morenia ocellata</i> (モレニア)	昭和55年11月4日
6	<i>Pangshura tecta</i> (カチューガ)	昭和55年11月4日
(6) おおあたまがめ科		
(略)		
(7) りくがめ科		

1	<i>Astrochelys radiata</i> (マダガスカルホシガメ)	昭和55年11月4日
2	<i>Astrochelys yniphora</i> (イニホーラリクガメ)	昭和55年11月4日
3	<i>Chelonoidis niger</i> (ガラパゴスゾウガメ)	昭和55年11月4日
4	<i>Geochelone platynota</i> (ビルマホシガメ)	平成25年6月12日
5	<i>Gopherus flavomarginatus</i> (メキシコゴファーガ メ)	昭和55年11月4日
6	<i>Psammobates geometricus</i> (チズガメ)	昭和55年11月4日
7	<i>Pyxis arachnoides</i> (クモノスガメ)	平成17年1月12日
8	<i>Pyxis planicauda</i> (ヒラオリクガメ)	平成15年2月13日
9	<i>Testudo kleinmanni</i> (エジプトリクガメ)	平成7年2月16日
(8) すっぽん科		
(略)		
四 両生綱		
(略)		
五 板 ^{さい} 鰓 ^{さい} 蛭綱		
(略)		
六 条 ^き 鰭 ^き 蛭綱		
(略)		
七 シーラカンス綱		
(略)		
八 昆虫綱		
イ ちょう目		
(1) あげはちょう科		
1	<i>Ornithoptera alexandrae</i> (アレクサンドラトリバ ネアゲハ)	昭和62年10月22日
2	<i>Achillides chikae</i> (ルソンカラスアゲハ)	昭和62年10月22日
3	<i>Papilio homerus</i> (ホメルスアゲハ)	昭和62年10月22日
九 二枚貝綱		
(略)		
十 腹足綱		
(略)		
第二 植物界		

(略)

別表第六 登録対象個体群（第八条、第九条関係）

項	種 名	個 体 群	個 体 等
(略)			
2	<i>Vicugna vicugna</i> (ビクーナ)	アルゼンチンのカタマルカ 県、フファイ県、ラ・リオハ 県、サルタ県及びサン・ホア ン県、ボリビア、チリのタラ パカ地方第一区、エクアドル 並びにペルーの個体群（アル ゼンチンのラ・リオハ県、サ ルタ県又はサン・ホアン県の 個体群にあつては、半ば人の 管理下に置かれた個体群に限 る。）	毛、毛を材料として製造さ れた加工品（皮を材料とし て製造されたものを除く。）
(略)			
19	<i>Crocodylus acutus</i> (アメリカワ ニ)	コロンビアのシスパタ湾マン グローブ統合管理地区及びキ ューバの個体群	個体、加工品
(略)			